小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十九条第九号イに掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同号ロに掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式まあじ養殖業（令第十九条第十号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十九条第十一号イに掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同号ロに掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同号ハに掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十九条第十五号イに掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同号ロに掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同号ハに掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同号ニに掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	

2　（略）

第六十条　法第百十九条の農林水産省令で定める養殖業は、うなぎ養殖業（令第十九条第十九号に掲げるうなぎ養殖業をいう。以下同じ。）とする。

（単位当たり共済価額に乗ずべき数量）

第六十二条　（略）

一・二　（略）

2　（略）

3　当該共済責任期間中に、組合が塡補する責めを負わない損害（その損害につき法第九十三条第一項の規定により組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。）に係る共済目的たる養殖水産動植物（令第十九条各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあつては、同一の原因による共済事故によつて受ける組合が塡補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量の第六十六条の規定により算定する当該共済事故の発生の直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が百分の十五（第六十九条の三の特約を付しているものにあつては、百分の十）以上である場合における当該損害に係るものに限る。）又は当該共済契約に係る単位漁場区域（内水面において営む養殖業にあつては、事業場。以下この項及び次条において同じ。）から移出された共済目的たる養殖水産動植物（共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みに際し共済規程で定めるところにより組合に申出がありその申出に従い当該単位漁場区域以外の区域に移されるものを除く。）の補充として追加される共

小割り式二年魚ひらまさ養殖業（令第十三条第二十一号に掲げる小割り式二年魚ひらまさ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚ひらまさ養殖業（同条第二十二号に掲げる小割り式三年魚ひらまさ養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式まあじ養殖業（令第十三条第二十三号に掲げる小割り式まあじ養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式一年魚しまあじ養殖業（令第十三条第二十四号に掲げる小割り式一年魚しまあじ養殖業をいう。）、小割り式二年魚しまあじ養殖業（同条第二十五号に掲げる小割り式二年魚しまあじ養殖業をいう。）及び小割り式三年魚しまあじ養殖業（同条第二十六号に掲げる小割り式三年魚しまあじ養殖業をいう。）	イリドウイルス症、連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	
小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（令第十三条第三十三号に掲げる小割り式二年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十四号に掲げる小割り式三年魚くろまぐろ養殖業をいう。）、小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十五号に掲げる小割り式四年魚くろまぐろ養殖業をいう。）及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（同条第三十六号に掲げる小割り式五年魚くろまぐろ養殖業をいう。）	連鎖球菌症、白点病、ビブリオ病、類結節症、ノカルジア症	

2　（略）

第六十条　法第百十九条の農林水産省令で定める養殖業は、うなぎ養殖業（令第十三条第四十一号に掲げるうなぎ養殖業をいう。以下同じ。）とする。

（単位当たり共済価額に乗ずべき数量）

第六十二条　（略）

一・二　（略）

2　（略）

3　当該共済責任期間中に、組合が塡補する責めを負わない損害（その損害につき法第九十三条第一項の規定により組合が共済金の全部又は一部の支払の責めを免れるものを除く。以下この項において同じ。）に係る共済目的たる養殖水産動植物（令第十三条各号に掲げる養殖業に係る養殖共済の共済契約にあつては、同一の原因による共済事故によつて受ける組合が塡補する責めを負わない損害に係る共済目的たる養殖水産動植物の数量の第六十六条の規定により算定する当該共済事故の発生の直前の共済目的たる養殖水産動植物の数量に対する割合が百分の十五（第六十九条の三の特約を付しているものにあつては、百分の十）以上である場合における当該損害に係るものに限る。）又は当該共済契約に係る単位漁場区域（内水面において営む養殖業にあつては、事業場。以下この項及び次条において同じ。）から移出された共済目的たる養殖水産動植物（共済事故の発生の防止又は軽減の目的で緊急に避難するため当該共済契約に係る単位漁場区域に近接する他の区域に移されるもの及び共済目的たる養殖水産動植物の育成又は販売の目的で共済契約の締結の申込みに際し共済規程で定めるところにより組合に申出がありその申出に従い当該単位漁場区域以外の区域に移されるものを除く。）の補充として追加される共